

関西ハーモニカ連盟 規約

第1条	(名称)	第1章 名称及び事務所 本団体は、関西ハーモニカ連盟(以下 本連盟という。英語名 KANSAI Harmonica Association (略称 KHA))と称する。
第2条	(事務所)	本連盟の事務所は、理事長宅に置く。
第3条	(目的)	第2章 目的及び事業 本連盟は、ハーモニカの普及発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第4条	(事業)	本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。 1. ハーモニカのコンサート等の開催 2. ハーモニカ研修会並びに親睦会の開催 3. ハーモニカ関係諸団体との交流及び共同企画事業の推進 4. 会員の加盟する団体の主催するコンサート等の後援 5. ハーモニカ演奏技能等の指導 6. 会報の発行 7. その他、ハーモニカ音楽の普及発展に必要な活動
第5条	(会員)	第3章 会員 1. 本連盟は、ハーモニカを愛好する個人会員(関西2府4県に在住する者及び当地域から隣接する地域に転居した会員)・団体会員(5名以上 代表者は個人会員または団体会員に限る)・準会員(30歳未満の者)と地域外個人会員(前記地域以外の者)及び賛助会員によって構成される。
	(会員権利の制限)	2. 前記の団体会員・準会員及び地域外個人会員等は第4章、第9条(役員の選任)の役員に選任される権利を持たない。 3. 前記個人会員と団体会員代表者は総会の議決権を有する。代表者以外の団体会員・準会員及び地域外個人会員等は第5章、第11条(会議)会議を傍聴することは出来るが、議決権はないものとする。
	(資格の喪失)	4. 本連盟の会員は、会費納入の義務をはたし、本連盟の事業に積極的に参加するとともに、ハーモニカ愛好者として品位の向上に務めるものとする。 5. 本連盟の会員資格等は、継承できない。 ただし、会員本人が死亡した場合は、その親族に継承することができる。 また 団体会員代表者を変更する時は 速やかに 変更届けを提出し 資格等を継承できる。 6. 会員は次の場合、会員の資格を失う ①死亡した場合 ②文書により脱退の意思表示をした場合。ただし、会費は返却しない。 ③本連盟の会費を当年度2月末迄に納入しない場合。 但し、途中入会者はこの限りではない。 ④本連盟の名誉を著しく傷つける行為があった場合で、常任理事会で決議された場合。本連盟を後援しようとする法人等は、賛助会員となることができる。
第6条	(賛助会員)	1. 本連盟に入会しようとする者は、入会申込書に会金及び所定の会費を添えて申込むものとする。
第7条	(入会)	2. 転居又は健康上の理由により脱退したものは、希望により入会金免除にて再入会することができる。
第8条	(役員)	第4章 役員及び役員の職務 本連盟に次の役員を置く 1. 会長 1名 2. 理事長 1名 3. 副理事長 若干名 4. 常任理事 若干名 5. 理事 6. 会計監査 1名
第9条	(役員の選任)	役員の任期は、2年とする。補欠により選任された役員の任期は 他の役員と同じとする。 役員の選任は、次による。 1. 会長・理事・会計監査は、総会に於いて選任する。 2. 常任理事は、常任理事会に於いて選任する。 3. 理事長、副理事長は、常任理事の中より選任する。 4. 理事の運営部会の担当は、常任理事会で決定する。
第10条	(役員の職務)	本連盟役員の職務は、次の通りとする。 1. 会長は本連盟の象徴的存在として連盟運営を指導・支援する。 2. 理事長は、本連盟を代表し、総会、常任理事会の議長を務め、運営部会を統括する。 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代行する副理事長は運営に関し、局長又部長を兼務する。 4. 常任理事は、それぞれの、部・局・委員会の運営の任に当たり、諸案件を審議する。 5. 理事は、地域のハーモニカ普及発展に努めると共に、当連盟が実施する事業等について、部・局・委員会の求めによりこれを補佐する。

第5章 会議

- 第11条 (会議) 1. 本連盟の会議は、総会、常任理事会、部局長会とし、理事長がこれを召集する。
2. 総会は、会員の出席者によって成立する。
3. 総会の決議は、出席者の過半数の賛成により議決される。
ただし賛否同数の場合は、議長の決定による。
4. 規約の改正は、総会議決権を有する総会出席者の2/3以上の賛成により議決される。
- 愛12条 (総会の招集) 定時総会は、毎年1回、原則として1月に召集し、臨時総会は 必要に応じて召集する。
- 第13条 (会議の招集) 行事運営のための常任理事会、部局長会、運営部会は、必要に応じ その都度召集する。
又、必要に応じ重要行事を計画推進する委員会を設ける。
- 第14条 (決議事項) 第11条の会議は、次の事項を決議、担当ないし実行する。
総会 規約の変更、会長・理事・会計監査の選任、事業計画、予算、収支決算の承認 その他重要事項の決議。
常任理事会 事業計画に関し細部にわたる事項。
部局長会 重要事項の基本方針の検討や緊急事項の討議。
運営部会 特定の事業に関する計画、審議、実行。
委員会

第6章 会計

- 第15条 (収入) 本連盟の運営は、会費及びその他の収入を以て行う。
- 第16条 (会費) 本連盟の年会費は次の通りとする。
- | | |
|--------------|----------------|
| 個人会員・地域外個人会員 | 年額 5,000円 |
| 団体会員 | 1名当り 年間 1,000円 |
| 準会員 | 年額 1,000円 |
| 賛助会員 | 年額 10,000円 |
- 第17条 (入会金) 本連盟の入会金は個人会員・準会員・団体会員(団体単位)とも 1,000円とする。
- 第18条 (会計) 会計部長は、毎年 会計年度終了後、決算を行い 収支報告書を作成し、会計監査の監査を受けた後、理事長に提出し、理事長はこれを定時総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 第19条 (会計年度) 本連盟の会計年度は、1月1日より同年12月31日までとする。

第7章 顧問

- 第20条 (顧問) 顧問、常任顧問、特別顧問は、常任理事会に於いて選任するものとする。
(総会での承認は不要、総会へ報告事項となる)
顧問は、本連盟の運営に関し諮問に応じ、常任理事会等の会議に出席して、意見を述べることができる。

第8章 弔慰金

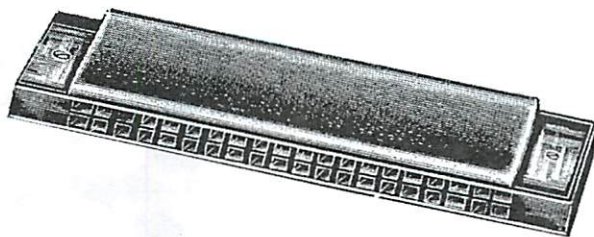
- 第21条 (弔慰金) 3年以上個人会員であった者で、当年度会費を納入している者が死亡したときは、弔慰金として 5,000円を贈る。

第9章 規約の変更

- 第22条 (規約の変更) この規約の変更又は改定する場合は、総会の決議を得なければならない。
- 第23条 (その他) この規約にない事例で運営に問題が生じる恐れがある場合は、常任理事会で協議決定する。
また、この規約にない本連盟の組織及び運営については細則による。

付 則

- 1、本規約は平成2年1月27日より実施する。
12、平成25年2月11日一部改正(団体会員・準会員制度)



参 考 会議と構成員

	総会	常任理事会	部局長会
会長	○	○	○
理事長・副理事長	○	○	○
部長・局長	○	○	○
常任理事	○	○	×
理事	○	×	×
会計監査	○	×	×
個人会員	○	×	×
団体会員の代表者	○	×	×
その他の団体会員	◇	×	×
準会員	◇	×	×
地域外会員	×	×	×
顧問	○	◇	◇

◇ = 出席して意見を述べることが出来る。決議には参加できない。
 × = 傍聴することが出来る。求められた場合 意見を述べることが出来る。
 決議には参加できない。

細則

第10条の本連盟運営に関する部・局の構成と主な職務は次の通り。
 又、それぞれの長(会計監査を除く)は”常任理事”の中より選任する。(第9条4)

- 事務局、事業部、編集局、研修部、広報部、組織部、会計部、会計監査及び必要に応じ特設する部門
- 事務局 会議開催の通知、ハーモニカ事業等の後援受付、関係団体との連絡／交流、広報活動
- 事業部 コンサート・コンテストの開催、演奏／親睦会等
- 編集局 会報の発行
- 研修部 ハーモニカ演奏技術・編曲知識等の研究・PA技術など講習会の実施
- 組織部 会員との窓口・会員拡大の推進、会員移動の把握(会員名簿の管理・会員証の発行)
- 会計部 金銭の出納、会計簿の記帳、財務管理、資産管理、予算の作成、総会への決算報告
- 会計監査 会計の監査及び監査結果の総会への報告

第5条の関西2府4県とは、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県をいう。
 隣接する地域とは、福井県、岐阜県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県の6県をいう。
 上記以外の地域に在住する個人は地域外会員とする。

- 広報部 ホームページの開設、コンサート情報や、ハーモニカ教室の開示
 イベント情報のマスコミへの通報



関西ハーモニカ連盟 規約

第1条	(名称)	第1章 名称及び事務所 本団体は、関西ハーモニカ連盟(以下 本連盟という。英語名 KANSAI Harmonica Association (略称 KHA))と称する。
第2条	(事務所)	本連盟の事務所は、理事長宅に置く。
第3条	(目的)	第2章 目的及び事業 本連盟は、ハーモニカの普及発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第4条	(事業)	本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。 1. ハーモニカのコンサート等の開催 2. ハーモニカ研修会並びに親睦会の開催 3. ハーモニカ関係諸団体との交流及び共同企画事業の推進 4. 会員の加盟する団体の主催するコンサート等の後援 5. ハーモニカ演奏技能等の指導 6. 会報の発行 7. その他、ハーモニカ音楽の普及発展に必要な活動
第5条	(会員)	第3章 会員 1. 本連盟は、ハーモニカを愛好する個人会員(関西2府4県に在住する者及び当地域から隣接する地域に転居した会員)・団体会員(5名以上 代表者は個人会員または団体会員に限る)・準会員(30歳未満の者)と地域外個人会員(前記地域以外の者)及び賛助会員によって構成される。
	(会員権利の制限)	2. 前記の団体会員・準会員及び地域外個人会員等は第4章、第9条(役員の選任)の役員に選任される権利を持たない。 3. 前記個人会員と団体会員代表者は総会の議決権を有する。代表者以外の団体会員・準会員及び地域外個人会員等は第5章、第11条(会議)会議を傍聴することは出来るが、議決権はないものとする。
	(資格の喪失)	4. 本連盟の会員は、会費納入の義務をはたし、本連盟の事業に積極的に参加するとともに、ハーモニカ愛好者として品位の向上に務めるものとする。 5. 本連盟の会員資格等は、継承できない。ただし、会員本人が死亡した場合は、その親族に継承することができる。また 団体会員代表者を変更する時は 速やかに 変更届けを提出し 資格等を継承できる。 6. 会員は次の場合、会員の資格を失う ①死亡した場合 ②文書により脱退の意思表示をした場合。ただし、会費は返却しない。 ③本連盟の会費を当年度2月末迄に納入しない場合。 但し、途中入会者はこの限りではない。 ④本連盟の名誉を著しく傷つける行為があった場合で、常任理事会で決議された場合。本連盟を後援しようとする法人等は、賛助会員となることができる。
第6条	(賛助会員)	1. 本連盟に入会しようとする者は、入会申込書に会金及び所定の会費を添えて申込むものとする。
第7条	(入会)	2. 転居又は健康上の理由により脱退したものは、希望により入会金免除にて再入会することができる。
第8条	(役員)	第4章 役員及び役員の職務 本連盟に次の役員を置く 1. 会長 1名 2. 理事長 1名 3. 副理事長 若干名 4. 常任理事 若干名 5. 理事 6. 会計監査 1名
第9条	(役員の選任)	役員の任期は、2年とする。補欠により選任された役員の任期は 他の役員と同じとする。役員の選任は、次による。 1. 会長・理事・会計監査は、総会に於いて選任する。 2. 常任理事は、常任理事会に於いて選任する。 3. 理事長、副理事長は、常任理事の中より選任する。 4. 理事の運営部会の担当は、常任理事会で決定する。
第10条	(役員の職務)	本連盟役員の職務は、次の通りとする。 1. 会長は本連盟の象徴的存在として連盟運営を指導・支援する。 2. 理事長は、本連盟を代表し、総会、常任理事会の議長を務め、運営部会を統括する。 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代行する副理事長は運営に関し、局長又部長を兼務する。 4. 常任理事は、それぞれの、部・局・委員会の運営の任に当たり、諸案件を審議する。 5. 理事は、地域のハーモニカ普及発展に努めると共に、当連盟が実施する事業等について、部・局・委員会の求めによりこれを補佐する。

第5章 会議

- 第11条 (会議) 1. 本連盟の会議は、総会、常任理事会、部局長会とし、理事長がこれを召集する。
2. 総会は、会員の出席者によって成立する。
3. 総会の決議は、出席者の過半数の賛成により議決される。
ただし賛否同数の場合は、議長の決定による。
4. 規約の改正は、総会議決権を有する総会出席者の2/3以上の賛成により議決される。
- 愛12条 (総会の招集) 定時総会は、毎年1回、原則として1月に召集し、臨時総会は 必要に応じて召集する。
- 第13条 (会議の招集) 行事運営のための常任理事会、部局長会、運営部会は、必要に応じ その都度召集する。
又、必要に応じ重要行事を計画推進する委員会を設ける。
- 第14条 (決議事項) 第11条の会議は、次の事項を決議、担当ないし実行する。
総会 規約の変更、会長・理事・会計監査の選任、事業計画、予算、収支決算の承認 その他重要事項の決議。
常任理事会 事業計画に関し細部にわたる事項。
部局長会 重要事項の基本方針の検討や緊急事項の討議。
運営部会 特定の事業に関する計画、審議、実行。
委員会

第6章 会計

- 第15条 (収入) 本連盟の運営は、会費及びその他の収入を以て行う。
- 第16条 (会費) 本連盟の年会費は次の通りとする。
- | | |
|--------------|----------------|
| 個人会員・地域外個人会員 | 年額 5,000円 |
| 団体会員 | 1名当り 年間 1,000円 |
| 準会員 | 年額 1,000円 |
| 賛助会員 | 年額 10,000円 |
- 第17条 (入会金) 本連盟の入会金は個人会員・準会員・団体会員(団体単位)とも 1,000円とする。
- 第18条 (会計) 会計部長は、毎年 会計年度終了後、決算を行い 収支報告書を作成し、会計監査の監査を受けた後、理事長に提出し、理事長はこれを定時総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 第19条 (会計年度) 本連盟の会計年度は、1月1日より同年12月31日までとする。

第7章 顧問

- 第20条 (顧問) 顧問、常任顧問、特別顧問は、常任理事会に於いて選任するものとする。
(総会での承認は不要、総会へ報告事項となる)
顧問は、本連盟の運営に関し諮問に応じ、常任理事会等の会議に出席して、意見を述べることができる。

第8章 弔慰金

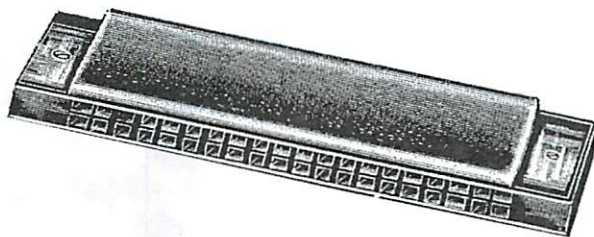
- 第21条 (弔慰金) 3年以上個人会員であった者で、当年度会費を納入している者が死亡したときは、弔慰金として 5,000円を贈る。

第9章 規約の変更

- 第22条 (規約の変更) この規約の変更又は改定する場合は、総会の決議を得なければならない。
- 第23条 (その他) この規約にない事例で運営に問題が生じる恐れがある場合は、常任理事会で協議決定する。
また、この規約にない本連盟の組織及び運営については細則による。

付 則

- 1、本規約は平成2年1月27日より実施する。
12、平成25年2月11日一部改正(団体会員・準会員制度)



参考 会議と構成員

	総会	常任理事会	部局長会
会長	○	○	○
理事長・副理事長	○	○	○
部長・局長	○	○	○
常任理事	○	○	×
理事	○	×	×
会計監査	○	×	×
個人会員	○	×	×
団体会員の代表者	○	×	×
その他の団体会員	◇	×	×
準会員	◇	×	×
地域外会員	×	×	×
顧問	○	◇	◇

◇ = 出席して意見を述べることが出来る。決議には参加できない。
 × = 傍聴することが出来る。求められた場合 意見を述べることが出来る。
 決議には参加できない。

細則

第10条の本連盟運営に関する部・局の構成と主な職務は次の通り。
 又、それぞれの長(会計監査を除く)は”常任理事”の中より選任する。(第9条4)

- 事務局、事業部、編集局、研修部、広報部、組織部、会計部、会計監査及び必要に応じ特設する部門
- 事務局 会議開催の通知、ハーモニカ事業等の後援受付、関係団体との連絡／交流、広報活動
- 事業部 コンサート・コンテストの開催、演奏／親睦会等
- 編集局 会報の発行
- 研修部 ハーモニカ演奏技術・編曲知識等の研究・PA技術など講習会の実施
- 組織部 会員との窓口・会員拡大の推進、会員移動の把握(会員名簿の管理・会員証の発行)
- 会計部 金銭の出納、会計簿の記帳、財務管理、資産管理、予算の作成、総会への決算報告
- 会計監査 会計の監査及び監査結果の総会への報告

第5条の関西2府4県とは、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県をいう。
 隣接する地域とは、福井県、岐阜県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県の6県をいう。
 上記以外の地域に在住する個人は地域外会員とする。

- 広報部 ホームページの開設、コンサート情報や、ハーモニカ教室の開示
 イベント情報のマスコミへの通報

